

南保第1440号  
令和元年9月4日

南部地区歯科医師会長 殿

沖縄県南部保健所長  
(公印省略)

令和元年度 受動喫煙防止対策研修会の開催について

平素より、地域における喫煙対策事業へのご理解、ご協力を賜り厚く感謝申し上げます。

さて、当保健所において、第一種施設の受動喫煙防止対策の推進を図ることを目的として、別添実施要領に基づき下記の日程で研修会を開催します。

つきましては、関係機関への周知及び貴下職員の参加についてご配慮をお願いします。

なお、参加申込みについては、別添参加申込書にご記入いただき、10月15日(火)までに健康推進班 担当あてFAX (098-888-1348)にて送付をお願いします。

記

- 1 開催日程 令和元年10月28日(月) 14:00～16:00 (受付13:30～)
- 2 場所 沖縄小児保健センター 3階ホール(南風原町字新川218-11)
- 3 内容(案)
  - 1) 報告「受動喫煙防止対策アンケート結果について」(南部保健所)
  - 2) 講演「改正健康増進法のポイントと特定屋外喫煙場所、管理権原者の役割」(仮題)  
講師 大和 浩教授(産業医科大学 産業生態科学研究所 健康開発科学研究室)
- 4 参加無料

<添付資料>

令和元年度 受動喫煙防止対策研修会開催要領  
参加申込書

<担当>

沖縄県南部保健所 健康推進班

下地・玉城・知念

Tel 889-6591 Fax 888-1348

e-mail shmojtkk@pref.okinawa.lg.jp

## 令和元年度 受動喫煙防止対策研修会開催要領

### 1 目的

喫煙は非感染性疾患であるがんや循環器疾患、呼吸器疾患などの発症及び死亡に関係する最大のリスクである。本県の健康増進計画「健康おきなわ21(第2次)」においても、タバコ対策は健康づくりの重要な項目の一つとなっている。

また、今般、平成30年7月25日に「健康増進法の一部を改正する法律(以下、「改正健康増進法」)」が公布され、受動喫煙防止対策が強化された。学校・病院・児童福祉施設・行政機関の庁舎等は第一種施設に区分されており、令和元年7月1日より敷地内禁煙となっている。

そこで、管内第一種施設の施設管理者等が改正健康増進法を理解し、管理権原者としての役割について認識するとともに、適切な受動喫煙防止対策が図られることを目的に研修会を開催する。

### 2 実施主体

南部保健所 健康推進班

### 3 対象

管内第一種施設の施設管理担当者等

### 4 開催日程

令和元年10月28日(月) 14:00~16:00 (受付13:30~)

### 5 場所

沖縄小児保健センター 3階ホール(南風原町字新川218-11)

### 6 内容(案)

1)報告「受動喫煙防止対策に関するアンケートの結果について」南部保健所

2)講演「改正健康増進法のポイントと特定屋外喫煙場所、管理権原者の役割」(仮題)

※調整中

講師 大和 浩教授(産業医科大学 産業生態科学研究所 健康開発科学研究室)

### 7 受講料 無料

### 8 申し込み方法

別添の申込み用紙に記入し、南部保健所健康推進班あてFAX(098-888-1348)にて申し込む。

○南部保健所 健康推進班 下地 行き○  
(FAX : 098-888-1348)

申込締切:令和元年10月15日(火)

## 令和元年度 受動喫煙防止対策研修会 参加申込書

1 日時:令和元年10月28日(月) 14:00~16:00 (受付13:30~)

2 場所:沖縄小児保健センター 3階ホール

※駐車場には限りがありますので、出来るだけ、お乗り合わせいただくか、公共の交通機関をご利用下さい。

市町村名:

記入者:

連絡先:TEL

FAX

	所属	氏名	職種
1			
2			

※参加希望者が多数の場合、人数を調整させていただくことがあります。

◆今回の研修会内容について質問があれば下記へご記入ください。◆

《質問》

\*会場案内図は裏面に記載してあります。ご参照ください。

## 令和元年度 受動喫煙防止対策研修会 会場案内

日時 令和元年 10月28日(月) 14:00~16:00 (受付 13:30~)

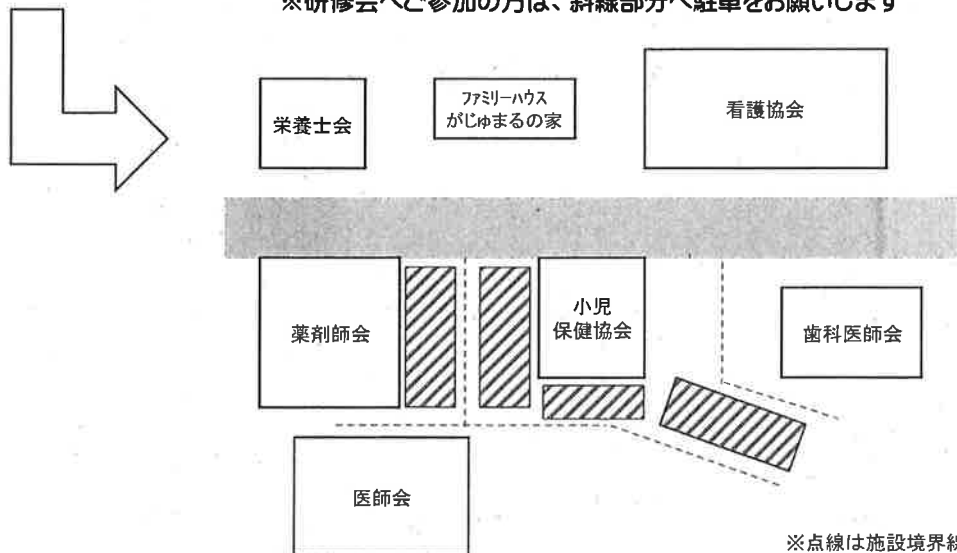
場所 沖縄小児保健センター 3階ホール (南風原町字新川218-11)

※ 駐車場には限りがありますので、出来るだけ、お乗り合わせいただくか、公共の交通機関をご利用下さい。



### ～駐車場のご案内～

※研修会へご参加の方は、斜線部分へ駐車をお願いします



※点線は施設境界線

※駐車場は、沖縄県小児保健協会(60台)、沖縄県薬剤師会(20台)のみとなっています。(近隣施設敷地内の駐車場は利用できません)